

研究活動における不正防止委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、研究活動における不正防止に関する規程（以下、「不正防止に関する規程」という。）第10条第1項及び公的研究費の管理・監査に関する規程第17条第1項の定めるところにより、研究活動における不正防止委員会（以下、「不正防止委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 不正防止委員会は、大学全体の観点から実態を体系的に整理・評価し、不正防止に関する規程第3条に定める研究活動の不正行為（以下、「不正行為」という。）の防止及び研究者等の適正な執行並びに公的研究費の不正な使用を発生させる要因の把握に努め、関係部局と連携、協力して、不正防止計画を策定・実施することを目的とする。

(組織)

第3条 不正防止委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 最高管理責任者（学長）
- (2) 統括管理責任者（学長が指名する副学長）
- (3) コンプライアンス推進責任者（各学部長、各研究科委員長、アジア研究所長、英語教育センター所長、事務局長）
- (4) 教務部長
- (5) 財務部長
- (6) その他、最高管理責任者が必要と認める者

(委員長)

第4条 不正防止委員会は、最高管理責任者が招集し、その委員長となる。ただし、最高管理責任者にさしつかえがあるときは、統括管理責任者が、その職務を行う。この場合において、統括管理責任者が代行することについても同様に支障があるときは、コンプライアンス推進責任者の中から互選により選出された者が、その職務を行う。

2 監事は委員会に陪席することができる。

(会議)

第5条 不正防止委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 不正防止委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長は必要があると認めたときに、不正防止委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(任務)

第7条 不正防止委員会は、次に掲げる事項を扱う。

- (1) 最高管理責任者が策定する公的研究費の不正防止に関する基本方針に基づく機関全体の具体的な対策のうち、最上位のものとしての不正防止計画等の策定・実施及び定期的な計画の見直し
- (2) 不正防止計画の実施状況の確認
- (3) モニタリングによる執行状況の検証
- (4) 会計書類の形式的要件等の確認
- (5) 内部監査部門との連携による不正発生要因の把握及び体系的な整理・評価

- (6) 不正発生要因に対応する改善策の策定及び実施
- (7) 不正防止の推進に係る情報収集に関すること
- (8) その他不正防止及び不正行為に関すること
- (9) 公的研究費の管理に関する各部局、監査担当者との連携
- (10) 監事への情報提供
- (11) 不正防止計画の策定・実施・見直しの状況に関する監事との意見交換
- (12) 統括管理責任者とともに機関全体の具体的な対策（不正防止計画、コンプライアンス教育、啓発活動等の計画を含む）の策定・実施及び実施状況の確認
- (13) 不正防止計画の策定に当たっては、本条第5号で把握した不正を発生させる要因に対応する対策を反映させ、実効性のある内容にするとともに、モニタリングの結果やリスクが顕在化したケースの状況等を活用して随時見直す。
- (14) 研究倫理研修の企画・改善を審議して、実施する。

（所管）

第8条 不正防止委員会に関する事務所管は、教務部教学センターとする。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、不正防止委員会、部長会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。